

第3部 食品ロス削減推進計画

第3部 食品ロス削減推進計画

第1章 計画策定の趣旨	86
1. 背景と目的	86
2. 食品ロスとは	87
3. 本計画の適用範囲	87
第2章 食品ロスの現状	88
1. 食品ロス発生状況	88
第3章 食品ロス削減に関するアンケート調査結果	90
1. 食品ロスの発生頻度	90
2. 食品ロス削減の取組	90
第4章 食品ロスの課題	91
1. 家庭系食品ロス	91
2. 事業系一般廃棄物食品ロス	91
第5章 食品ロス削減推進計画	92
1. 基本理念及び基本方針	92
2. 食品ロス削減推進のための関連法令、計画	93
3. 国の関連計画	94
4. 大分県の関連計画	94
5. 数値目標	95
6. 施策の方向性	96
7. 各主体の役割	100

第3部 食品ロス削減推進計画

第1章 計画策定の趣旨

1. 背景と目的

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロス発生量の推移を示す。令和4年度では、全国で472万トンの食品ロスが発生している。

食品ロスに関しては、平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」(SDGs)の1つに「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は、国際的にも重要な課題となっている。

国内では、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が施行され、令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域の特性を踏まえた食品ロス削減の取組を推進していくために、都道府県及び市町村は食品ロス削減推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。当該方針では、家庭系及び事業系の食品ロスを令和12年度までに平成12年度比で半減[※]するとの目標が定められていたが、令和7年3月に見直され、事業系食品ロスを令和12年度までに平成12年度比で60%削減とする目標が新たに定められ、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策が追加された。

大分県では、第3次大分県環境基本計画の個別計画として、令和3年3月に「大分県食品ロス削減推進計画」を策定していたが、令和6年10月に策定した「第4次大分県環境基本計画」に包含され、「環境への負荷を抑えた循環型社会の構築」の施策の基本目標の下、食品ロス削減に向けた取組の推進を図っている。

本市においても、これまで取り組んできた生ごみの再資源化に係る方針を見直すことになり、本市のごみ処理体制は大きな転換期を迎えている。今後は、食品ロスの発生自体を減らすことを最優先とし、市民及び事業者自らが食品ロスの発生を減らす行動を積極的に進めるために、食品ロス削減推進計画を策定する。

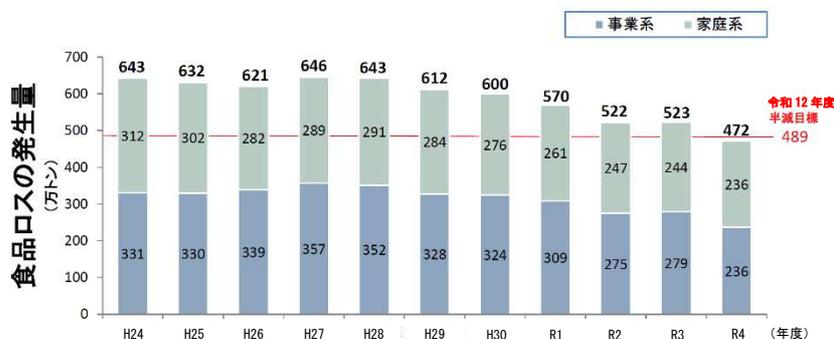


図3-1-1 食品ロス発生量の推移 (我が国の食品ロスの発生量の推移等 (環境省) を基に作成)

※ 平成12年度 (2000年度)、令和12年度 (2030年度)

※ 令和12年度までに平成12年度 (980万トン) 比の半減、すなわち489万トンとする目標が定められている。

2. 食品ロスとは

食品ロスとは、食品廃棄物から不可食部(=「調理くず」(野菜・果物の皮、肉・魚の骨など))を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、発生要因ごとに「直接廃棄(手付かず食品)」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類される。食品ロスの対象を図3-1-2に示す。



図3-1-2 食品ロスの対象

3. 本計画の適用範囲

本計画は「一般廃棄物処理基本計画」の一部であることを踏まえ、その適用範囲は、家庭から生じる食品ロスである「家庭系食品ロス」と、事業所から生じるもののうち、一般廃棄物に区分される食品ロスである「事業系一般廃棄物食品ロス」とする。

第2章 食品ロスの現状

1. 食品ロス発生状況

(1) 家庭系食品ロス量

家庭系食品ロス量は、国及び大分県による推計方法を踏まえつつ、生ごみの分別収集を実施している本市の現状を鑑み、以下のとおり本市独自の推計方法で推計を行った。

【推計式】

家庭系食品ロス量

= 家庭系食品廃棄物発生量 × 家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

= { バイオマス資源化センターへの家庭系生ごみ搬入量

+ (清掃センターへの家庭系可燃ごみ搬入量 × 厨芥類の組成割合) }

× 家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

本市の家庭系食品ロス量の推計結果を表3-2-1、図3-2-1に示す。家庭系食品ロス量、1人1日当たりの家庭系食品ロス量ともに、生活系ごみ収集量の減少に伴い、年々減少傾向にある。令和5年度の家庭系食品ロス量は586t/年、1人1日当たりの家庭系食品ロス量は26g/人・日と推計された。

表3-2-1 家庭系食品ロス量の推計結果

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
人口	人	69,584	68,588	67,792	67,008	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232	61,313
バイオマス資源化センターへ搬入される家庭系生ごみ搬入量	t/年	2,277	2,062	1,005	1,750	1,688	1,753	308	1,407	1,427	1,283
清掃センターへの家庭系可燃ごみ搬入量	t/年	8,088	8,439	9,082	8,157	8,194	8,369	10,275	8,559	8,177	7,873
厨芥類の組成割合*1,2	%	5.6	9.9	10.5	11.7	11.5	6.4	23.1	7.9	4.6	5.9
家庭系食品廃棄物発生量	t/年	2,730	2,897	1,959	2,704	2,630	2,289	2,682	2,083	1,803	1,748
食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合*3	%	34.0	34.1	35.6	34.9	35.2	33.5	32.4	33.2	33.0	33.5
家庭系食品ロス量	t/年	928	988	697	944	926	767	869	692	595	586
1人1日当たりの家庭系食品ロス量	g/人・日	37	39	28	39	38	32	37	30	26	26

※1 資料：日田市環境白書（令和5年度版）

※2 厨芥類の組成割合は、家庭系ごみと事業系ごみが混合した清掃センターのごみピット内のごみを対象に実施した組成分析の結果のため、表3-2-2と同数値としている。

※3 資料：食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（令和7年3月版）（環境省）

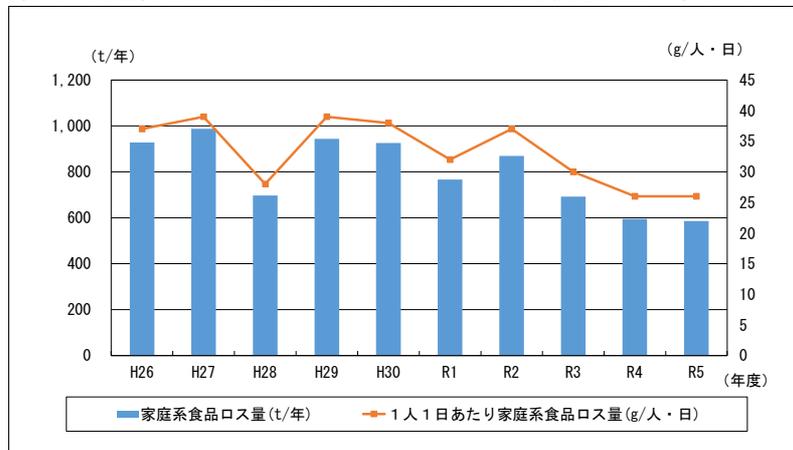


図3-2-1 家庭系食品ロス量の推計結果

(2) 事業系一般廃棄物食品ロス量

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量は、家庭系食品ロス量と同様に、国及び大分県による推計方法を踏まえつつ、生ごみの分別収集を実施している本市の現状を鑑み、以下のとおり本市独自の推計方法で推計を行った。

【推計式】

事業系一般廃棄物食品ロス量

= 事業系食品廃棄物発生量 × 事業系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

= {バイオマス資源化センターへの事業系生ごみ搬入量
+ (清掃センターへの事業系可燃ごみ搬入量 × 厨芥類の組成割合)}
× 事業系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量の推計結果を表3-2-2、図3-2-2に示す。事業系一般廃棄物食品ロス量は、年々減少傾向にあり、令和5年度の事業系一般廃棄物食品ロス量は439t/年と推計された。

表3-2-2 事業系一般廃棄物食品ロス量の推計結果

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
バイオマス資源化センターへの事業系生ごみ搬入量	t/年	2,229	2,025	1,014	1,838	1,798	1,810	271	1,339	1,279	1,109
清掃センターへの事業系可燃ごみ搬入量	t/年	7,176	7,869	8,648	7,230	7,666	7,523	9,036	6,822	6,854	6,872
厨芥類の組成割合 ^{*1,2}	%	5.6	9.9	10.5	11.7	11.5	6.4	23.1	7.9	4.6	5.9
事業系食品廃棄物発生量	t/年	2,631	2,804	1,922	2,684	2,680	2,291	2,358	1,878	1,594	1,514
食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合 ^{*3,4}	%	67.4	62.6	57.8	53.0	48.2	43.4	38.6	33.8	29.0	29.0
事業系一般廃棄物食品ロス量	t/年	1,773	1,755	1,111	1,423	1,292	994	910	635	462	439

※1 資料：日田市環境白書（令和5年度版）

※2 厨芥類の組成割合は、家庭系ごみと事業系ごみが混合した清掃センターのごみピット内のごみを対象に実施した組成分析の結果のため、表3-2-1と同数値としている。

※3 資料：食品循環資源の再生利用等実態調査（令和6年3月、令和元年3月）（農林水産省）より引用。

※4 食品ロスの平均割合は令和4年度、平成29年度の実績しか公表されていないため、残りの期間は直線補完により推計している。ただし、令和5年度は令和4年度と同数値とする。

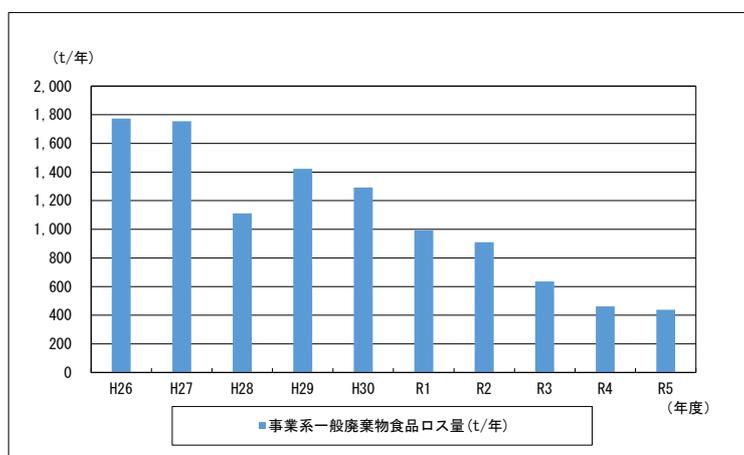


図3-2-2 事業系一般廃棄物食品ロス量の推計結果

第3章 食品ロス削減に関するアンケート調査結果

令和4年度に、日田市消費者団体連絡協議会と共に、イベントに来場した日田市内在住の消費者300人を対象に実施したアンケート調査結果のうち、食品ロス削減に関する事項を以下に示す。

1. 食品ロスの発生頻度

家庭において食品ロスが発生する頻度を図3-3-1に示す。

「週1、2回程」が最も多く、次いで「まったくない」が多くなっている。

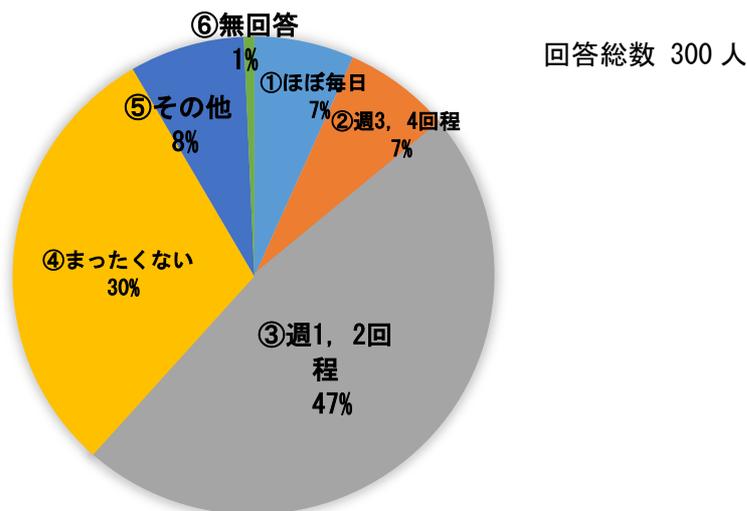


図 3-3-1 食品ロスの発生頻度

2. 食品ロス削減の取組

家庭において食品ロス削減のために気を付けていることを図3-3-2に示す。

「食料を買いすぎない」が最も多く、次いで「食物を残さない」「賞味期限の近い商品から買う」の順となっている。

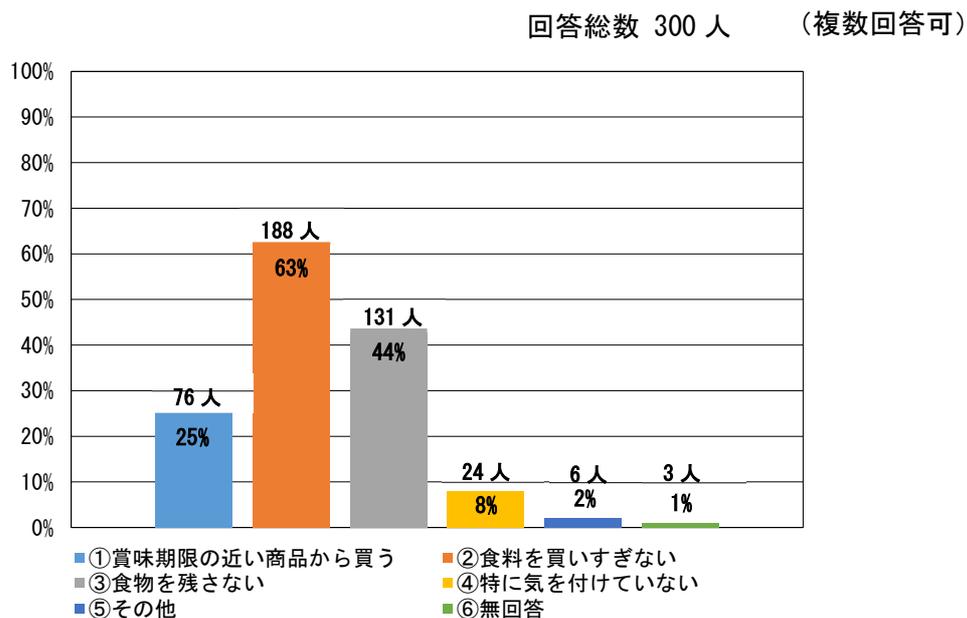


図 3-3-2 食品ロス削減の取組

第4章 食品ロスの課題

1. 家庭系食品ロス

本市の家庭系食品ロス量は年々減少傾向で推移している。

市民を対象にしたアンケート調査によると、家庭において週1、2回の頻度で食品ロスが発生している家庭が多い。家庭系食品ロスが発生する要因としては、料理の作り過ぎによる食べ残しや、同じものを買ってしまうことなどにより消費・賞味期限切れ等の手付かず食品が生じていることなどが考えられる。

一方、各家庭において「食料を買いすぎない」「食物を残さない」「賞味期限の近い商品から買う」等といった食品ロス削減の取組が行われていることも確認されている。こういった取組をより推進するためにも、食品ロスの現状や削減による効果、市民が日常生活において食品ロスを減らすための行動等について市報や市のホームページ等を通じて啓発を行う必要がある。

2. 事業系一般廃棄物食品ロス

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量は、家庭系食品ロス量と同様に、年々減少傾向で推移している。これは、本市において、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業といった事業系一般廃棄物食品ロスの発生が多い事業所数が減少していることが要因として考えられる。また、令和2年度以降のコロナ禍の影響により、旅館や飲食店等の閉店や事業活動が制限されたほか、市民の外出先での飲食の機会が減少したことも、事業系一般廃棄物食品ロスの減少につながっているものと考えられる。

一方、事業系一般廃棄物食品ロスについては、各事業所で削減に向けた取組が行われていると考えられるが、業種別にどのような食品ロスがどれくらい発生しているか、その実態が把握できていない点が課題として挙げられる。事業系一般廃棄物食品ロスの発生状況・発生要因等を踏まえて施策のターゲットを定め、各事業所において食品ロスを削減する行動を積極的に押し進めていく必要がある。

第5章 食品ロス削減推進計画

1. 基本理念及び基本方針

食品ロス削減推進計画では、以下の基本理念と基本方針を定め、市民、事業者、行政の連携・協力のもと、食品ロスの発生抑制と未利用食品等の有効活用を促進し、持続可能な循環型社会を構築することを目指す。

【食品ロス削減推進計画の基本理念】

市民、事業者、市が協力した循環型社会の構築

基本方針 ① 食品ロスの発生抑制

食品ロス削減の取組を進めるにあたっては、本市における食品ロスの発生状況・発生要因等を把握した上で取組のターゲットを定めることが重要となる。本市の食品ロスの発生実態を踏まえ、市民や事業者が食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動を実践できるよう、必要な情報発信と普及啓発を行う。

基本方針 ② 未利用食品等の有効活用

市民、事業者、行政の連携・協力のもと、未利用食品等の有効活用を促し、食品ロスを削減する。

2. 食品ロス削減推進のための関連法令、計画

(1) 食品リサイクル法及び食品リサイクル法に基づく基本方針

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(以下「食品リサイクル法」という。)は、平成 13 年 5 月に制定され、食品廃棄物について発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食など)による食品循環資源の再生利用などを促進している。

令和 7 年 3 月に策定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標として、表 3-5-1 が定められている。

※国の基本方針や計画における「事業系食品ロス」には、「産業廃棄物」も含まれているが、本計画では「産業廃棄物」については対象としていないため、「事業系一般廃棄物食品ロス」としている。

表 3-5-1 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の数値目標

項目	目標	目標年度
事業系食品ロス量	平成 12 年度比で 60%削減	令和 12 年度
食品廃棄物等の再生利用等の実施率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品製造業 : 95% ・ 食品卸売業 : 75% ・ 食品小売業 : 65% ・ 外食産業 : 50% 	令和 11 年度
【参考目標】 食品廃棄物等の焼却・埋立て実施率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品製造業 : 5% ・ 食品卸売業 : 25% ・ 食品小売業 : 35% ・ 外食産業 : 50% 	令和 11 年度

(2) 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

「食品ロス削減推進法」は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元年 10 月に施行された。当該法第 13 条において、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるもので、令和 2 年 3 月に閣議決定され、令和 7 年 3 月に変更された。当該方針に定められた食品ロスの削減目標を表 3-5-2 に示す。

表 3-5-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の数値目標

項目	目標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成 12 年度比で半減	令和 12 年度
事業系食品ロス量	平成 12 年度比で 60%削減	
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80%	

3. 国の関連計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

「第五次循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する指標」のうち、「素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況」を把握するために、入口側の循環利用率、出口側の循環利用率、最終処分量を指標として定めている。一方、計画のフォローアップに当たっては、今後数年で特に取組の進展が望まれる品目・取組内容や、循環経済工程表等で設定された品目・取組内容・目標についても併せて個別に進捗を把握することとし、「食品ロス量半減」がその例として挙げられている。

4. 大分県の関連計画

(1) 大分県環境基本計画

大分県では、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向のほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた「第4次大分県環境基本計画」を令和6年10月に策定している。当該計画では、食品ロス削減推進法第12条の規定に基づく食品ロス削減推進計画を内包し、施策の基本目標の一つに「環境への負荷を抑えた循環型社会の構築」を掲げ、県内の食品ロス量を減らすための様々な施策や取組を推進している。

大分県では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの両方を平成12年度比で令和12年度までに半減させることを目標としている。

5. 数値目標

食品ロス削減推進計画における数値目標は、国や本市の関連計画で掲げられた指標を踏まえ、以下のとおり定める。

(1) 食品ロス量

国は、家庭系食品ロス量を平成12年度比で令和12年度までに半減、事業系食品ロス量を平成12年度比で令和12年度までに60%削減することを目標としている。

下表のとおり、本市の令和5年度の家庭系食品ロス量及び事業系一般廃棄物食品ロス量は、ともに令和12年度の国の削減目標値を大きく上回り、すでに目標を達成している状況にある。

食品ロス削減推進計画においては、令和5年度の現状の水準を基準とし、計画目標年度（令和16年度）に向けて、さらに食品ロス削減に向けた各種取組を強化・拡充することにより、より一層の削減を図ることとする。

計画目標年度（令和16年度）における目標値は、家庭系食品ロス量は500t/年（令和5年度比で15%減）、事業系一般廃棄物食品ロス量は400t/年（令和5年度比で9%減）と設定する。

表 3-5-3 食品ロス量の目標値

項目	単位	H12(2000)	R5(2023)	R16(2034)
		実績値	実績値	目標値
家庭系食品ロス量	t/年	2,329	586	500
事業系一般廃棄物食品ロス量	t/年	1,466	439	400
食品ロス量合計	t/年	3,795	1,025	900

※国の方針に基づき、家庭系食品ロス量を平成12年度に対し令和12年度までに半減、事業系一般廃棄物食品ロス量を平成12年度から令和12年度までに60%削減させた場合の各食品ロス量
：家庭系食品ロス量：1,165t/年、事業系一般廃棄物食品ロス量：586t/年

6. 施策の方向性

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの発生抑制と未利用食品等の有効活用を図る。

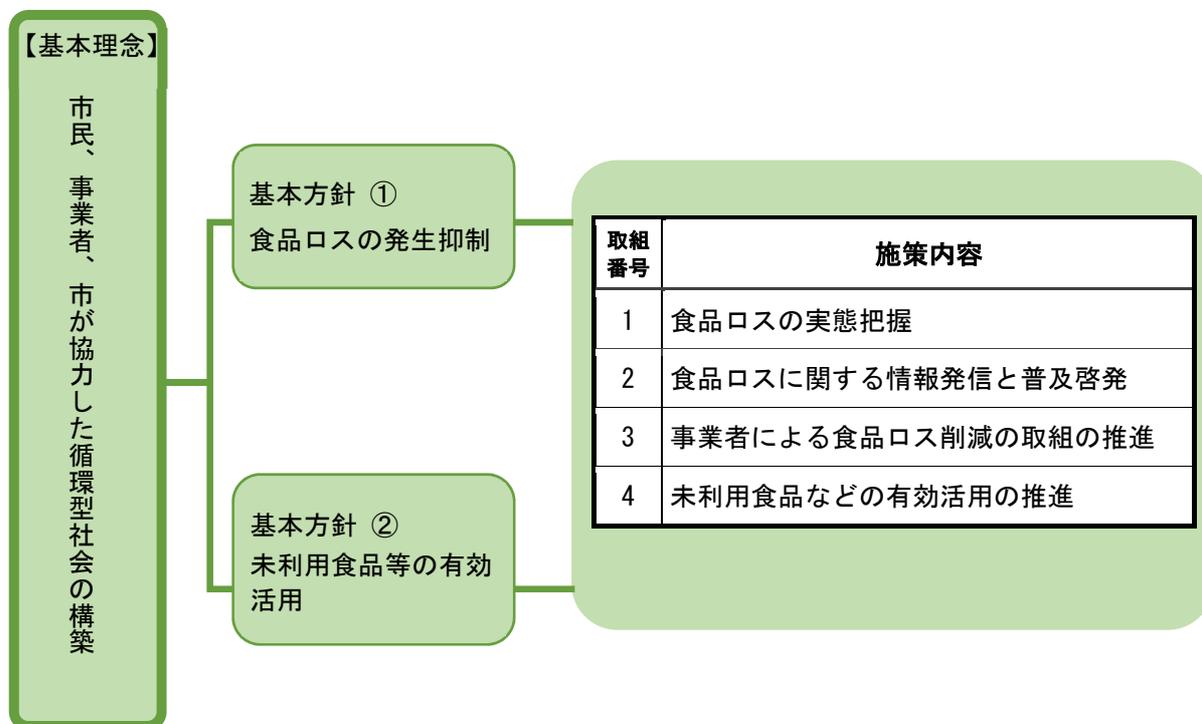


図 3-5-1 食品ロス削減推進計画の施策体系図

■取組番号1：食品ロスの実態把握

- ・食品ロスに関するアンケート調査や組成分析調査等の実施により、本市の食品ロスの実態把握に努め、発生抑制に効果的な施策を検討する。

■取組番号2：食品ロスに関する情報発信と普及啓発

【取組例】

- ・10月の食品ロス削減月間を中心に、食品ロスの削減をテーマにしたイベントの開催や研修会等の開催を通して、消費者や事業者が食品ロスの削減について考える機会を創出する。
- ・食品の期限表示である「消費期限」と「賞味期限」の違い（下記の※【参考】を参照のこと）を普及啓発することにより、賞味期限直後の廃棄を減らす。
- ・庁内関係部署と連携し、食育活動の中で、食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを育成するとともに、「使い切り」、「食べきり」、「水切り」など食品ロスの発生を減らす食生活を推進する。
- ・消費者に対し、家庭内食品の在庫管理をすすめる「冷蔵庫スッキリ大作戦」や使い切り運動の実施、食品ロスを防止する効果的な買い物の実践を呼びかけるなど、手付かず食品の削減を推進する。
- ・「買い物」「調理」「片付け」の一連の流れを通して食材の無駄をなるべく出さない調理方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発など食材の有効活用につながるエコクッキングの取組を推進する。
- ・家族や自分自身の食事の適正量を考慮した調理を呼び掛けるなど、食べ残しの削減を推進する。
- ・災害に備え備蓄していた食材が食品ロスに繋がらないようにローリングストック法（備蓄した非常食を毎月1回以上食べて買い足す備蓄法）の活用を促進する。
- ・市のホームページ、広報を活用して食品ロスに関わる情報を発信する。
- ・食品ロスの削減に係る他自治体等での取組を調査し、実施に向けた検討を行う。
- ・市内高校生と食品ロス対策に取り組む。
- ・子ども向けの環境講演会等を活用し、子ども達に対する食品ロス削減啓発に取り組む。

※【参考】消費期限と賞味期限の違いとは

賞味期限と消費期限の違いは以下のとおりです。賞味期限も消費期限も、袋や容器を開けずに、書かれた通りに保存していた場合の安全やおいしさを約束したものです。

	定義	表示がされている食品の例
消費期限	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日のこと。消費期限を過ぎた食品は食べないほうがよい。	品質（状態）が急速に劣化しやすい食品（弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、生めん類など）
賞味期限	定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日のこと。当該期限を過ぎた場合であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではない。	品質の劣化が比較的穏やかな食品（スナック菓子、即席めん類、缶詰など）

※資料：食品期限表示の設定のためのガイドライン（令和7年3月、消費者庁食品表示課）

■取組番号3：事業者による食品ロス削減の推進

【取組例】

- ・ 外食等での食べきりを促す30・10（さんまるいちまる）運動等の飲食店における食べ残し削減のための取組の普及啓発を推進する（図3-5-2）。
- ・ 事業者が取り組む食品ロス削減の方法等について情報収集を行い、食品ロス削減の優良事例について情報発信を行い、取組の拡大を図る。
- ・ 食べきりを促す取組を実践する飲食店・宿泊施設に対して「九州食べきり協力店」、スーパー等の小売事業者に対しては「九州食べきり応援店」への登録を促進する。
- ・ 事業者と連携し、消費者に対してすぐに食べる食品は期限が近いもの（消費・賞味期限間近の食品）から購入を促すキャンペーンの実施などにより、売れ残り商品の削減を推進する。
- ・ 衛生面に留意した利用客の自己責任での持ち帰り用容器の利用促進（下記の※【参考】を参照のこと）等により、飲食店における宴会・外食時の食べ残しの削減を推進する。

※【参考】飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項

消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省
H29.5.16 公表資料抜粋

◆食べ残し料理の「持ち帰り」は自己責任の範囲で

飲食店等で提供され、数時間、常温に置かれた食べ残し料理は、提供後すぐの状態の料理と比較し、食中毒リスクが高まります。食べ残し料理を持ち帰る場合は、食中毒リスクを十分に理解した上で、自己責任の範囲で行うようにしましょう。

（1）消費者の方へ

- ・ 持ち帰りは、刺身などの生ものや半生など加熱が不十分なものは避け、帰宅後に加熱が可能なものにし、食べきれぬ量を考えて、行いましょう。
- ・ 自ら料理を詰める場合は、手を清潔に洗ってから、清潔な容器に、清潔な箸などを使って入れましょう。また、水分はできるだけ切り、早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう。
- ・ 料理は暖かい所に置かないようにしましょう。
- ・ 時間が経過することにより、食中毒のリスクが高まるので、寄り道をしないようにしましょう。また、帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りはやめましょう。
- ・ 持ち帰った料理は帰宅後できるだけ速やかに食べるようにしましょう。
- ・ 中心部まで十分に再加熱してから食べましょう。
- ・ 少しでも怪しいと思ったら、口に入れるのはやめましょう。

（2）飲食店の方へ

- ・ 持ち帰りの希望者には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明しましょう。
- ・ 持ち帰りには十分に加熱された食品を提供し、生ものや半生など加熱が不十分な料理は、希望者からの要望があっても応じないようにしましょう。
- ・ 清潔な容器に、清潔な箸などを使って入れましょう。水分はできるだけ切り、残った食品が早く冷えるように浅い容器に小分けしましょう。
- ・ 外気温が高い時は持ち帰りを休止するか、保冷剤を提供しましょう。
- ・ その他、料理の取り扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をしましょう。

■取組番号 4：未利用食品などの有効活用の推進

【取組例】

- ・フードバンク活動やフードドライブ、こども食堂等の実施主体と連携し、事業者等から発生する余剰在庫や規格外品、納品・販売期限切れなどの食品、家庭で余っている食品を提供するなど、未利用食品等の有効活用を促進する（図 3-5-3）。
- ・賞味期限切れ前の災害備蓄食料について、防災教育を目的とした小中学校への配布や防災訓練時での活用、フードバンク活動等への寄付など、有効活用を図る。

30・10運動精神「おいしく 残さず 食べよう！」

①宴会予約の際
出席者に見合った量を注文しましょう！

懇親会 忘年会 新年会 など

②乾杯前
乾杯前に呼びかけをお願いします！

（アナウンス例）
ご出席のみさんにご案内します。日田市では食べ残しを削減する取り組みとして「30・10（さんまるいちまる）運動」を推進しています。この運動は「乾杯後 30 分間は席を立たずにしっかり食べ、宴会半ばはお酌に回るなどみんなで楽しく飲んで最後を締め、お開きの 10 分間は席に居て残りのお料理を食べましょう」というものです。まずは乾杯後、ご自分のお酒を飲みながら、おいしいお料理をしっかりといただきます！

③乾杯から 30 分程度経過後
お酌に回っている方への呼びかけをお願いします！

（アナウンス例）
みなさん、お料理はおいしくいただいていますか？お酌に回られている方は、まだまだ、おいしいお料理がまだまだありますので、残さず自分の席に戻ってお料理をお召し上がりください。

④お開き 10 分前
お開き前に最後の呼びかけをお願いします！

（アナウンス例）
お宴もたけなわではございますが、一度ご自分の席に戻っていただけますでしょうか。まだまだ、お料理が残っております。ぜひ、お召し上がりください。なお、持ち帰り用のパックも準備しておりますので、残ったお料理はまとめてお持ち帰りください。また、今後、このような宴会に出席される際には、ぜひ「30・10（さんまるいちまる）運動」を実施し、食品ロスの削減にみんなで取り組んで参りましょう！（結果的持ち帰り量は前年度によって変動が異なります。事前にご確認ください。）

※依頼が限られない方や食事制限中の方は、無理のない範囲でご協力ください。 日田市環境課 TEL:22-8208

図 3-5-2 30・10 運動のチラシ

フードバンクひた
もったいないをありがとうへ

フードドライブにご協力ください！

フードドライブとは、家庭や企業で余っている食品等を持ち寄りそれを必要としている方々に寄付する活動で「もったいない」を「ありがたい」に変える取り組みです。

身にできる SDG+活動です！

寄付いただきたい食品等
お米・玄米・レトルトご飯・煮物などの乾麺
食糧・缶詰・レトルト食品・インスタント食品
調味料各種・食用油・飲料... 等
日用品・トイレトペーパー・ティッシュ・食器用洗剤
洗濯洗剤・ハンドソープ・生理用品... など
未開封で及7年1月1日以降の賞味・消費期限があるもの

日時 2024年10月20日(日)
09:00 ~ 12:00

場所 日田市総合保健福祉センター
ウエルビア（上城内町1番8号）

×下記のものはお引き受けできません×

NG

- ・生鮮食品（お肉、お魚、野菜、果物など）
- ・アルコール
- ・開封済みのもの
- ・賞味・消費期限切れのもの
- ・生活雑貨（ハンガー、食器、毛布、布類、衣類など）

主催：日田市社会福祉協議会 共催：日田市 問合せ：日田市社会福祉協議会（上城内町1番8号）
TEL:0973-24-7056 FAX:0973-24-3452
協力：日田タイムズクラブ/日田わいわいタイムズクラブ/日田職工労働組合/日田町センタークラブ/日田中校センタークラブ/
日田青年会議所/日田アクト/日田大生協賛財団/株式会社アイトム/日田ボランティア連絡協議会

図 3-5-3 フードバンクひたに関するチラシ

7. 各主体の役割

食品ロスの削減に向けては、市民、事業者、市の三者がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移す必要がある。

(1) 市民の役割

- ・ 食品ロス削減の重要性を理解し、自身が生活の中で排出している食品ロスについて把握し、日常的に食品ロス削減につながる取組を実践する。
- ・ 事業者が発信している食品ロス削減に向けた取組に関する情報を収集し、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者を利用するなどして、事業者が食品ロス削減に取り組みやすい環境をつくる。
- ・ フードドライブ等の活用による未利用食品の有効活用などに取り組む。

(2) 事業者の役割

〈事業者全体〉

- ・ 食品ロス削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。
- ・ 自らの事業活動に関して発生させている食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取組を実践・公表する。
- ・ 市や団体が実施する施策・啓発事業等へ積極的に協力する。
- ・ 未利用食品を有効活用するフードバンク活動を理解し、フードバンク活動について支援を実践する。

〈卸売業・小売業〉

- ・ 取引先との協力により、需要予測の精度の向上に努めるとともに季節商品の予約販売の導入による売り切りの推進、小分け販売や小容量販売などにより消費者が購入量を調節・選択可能な方法を導入に取り組む。
- ・ 配送時の破損等による廃棄を減らすための取組を推進する。
- ・ 未利用食品のフードバンク活動やこども食堂への提供を推進する。

〈外食業〉

- ・ 需要予測精度の向上や調理ロスの削減など、自らが積極的に食品ロス削減に取り組む。
- ・ 外食時に利用客に対する食べきりの呼びかけ（30・10運動の推進）や食事量の調節・選択が可能なメニューを提供するなど、利用客に対して食べ残しの削減を働きかける。

(3) 市の役割

- ・ 本市における食品ロスの発生量や発生要因等を把握する。
- ・ 食品ロス削減の取組について、実態調査や国・県の動向、具体的な実践方法・優良事例等について情報収集・分析を行い、日田市環境白書や市ホームページ、広報、SNS、各種イベント等の機会を活用して広く市民・事業者へ情報発信することにより、より多くの市民・事業者が食品ロス削減の必要性を意識し、その取組が活発化するよう働きかける。
- ・ 食品ロス削減推進計画に基づき、市民・事業者と協力し、食品ロス削減に係る施策を推進する。
- ・ 食品ロス削減の取組について、焼却ごみの組成調査や市民・事業者へのアンケート・実態調査等により、定期的に施策の実施結果・効果を検証し、必要に応じて食品ロス削減推進計画を見直す。